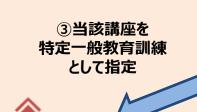
特定一般教育訓練給付制度の活用の流れ

特定一般教育訓練給付とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

特定一般教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



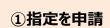


②審査



指定基準を満たす講座 を有する教育訓練機関

指定基準の詳細や、 申請に必要な書類の様式は、 厚生労働省HPに掲載。



申請受付は**年2回** (例年、4月~と10月~の 約1ヶ月間) 中央職業能力開発協会 【2018~2020年度 申請窓口 (厚生労働省委託)】

申請書類の記載方法等についての 問い合わせ先はこちら

特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座 (特定一般教育訓練) 2019年10月以降に受講を開始した者の場合・・・

○ 受講費用の4割(上限20万円)を訓練修了後に支給

①入学・講座を修了 (受講料を自ら負担)



受給の要件を満たす者(※)

③支払った費用の一定割合を給付



ハローワーク

住居所を管轄する

②給付申請手続き

(※)講座の受講開始1ヶ月前までに、 訓練前キャリアコンサルティングを受け、 ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

受給についてのお問い合わせは、 各ハローワークの教育訓練給付申請窓口へ

特定一般教育訓練給付制度のご案内

特定一般教育訓練の指定を希望する訓練施設の方へ

1. 特定一般教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、**厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)**を受講し、修了等した場合に、**本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する**制度です(2019年10月制度開始)。

<給付の内容>

○ 教育訓練経費の40% (上限20万円) を支給

<支給の対象となる方>

○ 雇用保険の被保険者である方(在職者)又は被保険者であった方(離職者)のうち、被保険者資格を 喪失した日以降、受講開始日までが1年以内(※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付 の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)の方

かつ、

- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上(初回の場合は1年以上)ある方
- ※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

2. 給付の対象となる講座(特定一般教育訓練)の指定基準

特定一般教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は **年2回(4月1日・10月1日)**行っており、指定の有効期間は**3年間**です。

次の**A~Dの類型**のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される **<講座レベル** 要件> を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。

A 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成課程等 又は

これらの資格の取得を訓練目標とする課程

※介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修、喀痰吸引等研修を含む

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率:80%以上

合格率:全国平均以上 就職·在職率:80%以上

B ITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率:80%以上

合格率:全国平均以上 就職·在職率:80%以上

C 新たなITパスポート試験の合格を目標とする課程

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率:80%以上

合格率:全国平均以上 就職·在職率:80%以上

D 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム

※具体的には、専修学校におけるキャリア形成促進プログラム、大学等における職業実践力育成プログラム

<講座レベル要件> 就職・在職率:80%以上

- ※ C 新たなITパスポート試験の合格を目標とする課程については、新しく抜本改定される試験であることから、その実態や効果等が、今後、労働政策審議会人材開発分科会において確認・検証されてから指定が可能となります。
- ※ 訓練期間は、以下のものが対象です。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものとします。
 - ・通学制:期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上(Cに定める課程にあっては30時間以上)
 - ・通信制:3ヶ月以上1年以内
- ※ 就職・在職率= (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者+受講開始時に 既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者)/入講者
- ※ この他にも指定の要件はございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度 (特定一般践教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパンフレット)」をよくお読みください。

指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けております(例年、10月1日指定分につき、4月上旬~、翌年4月1日指定分につき、10月上旬~、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知)。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金(特定一般教育訓練)講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 特定一般教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

講座を運営する事業者(スクール)の方へ(特定一般教育訓練)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/shokugyounou ryoku/career formation/kyouiku/03 00003.htm

厚生労働省HP(hップページの右上の検索窓口で、 「講座を運営する事業者(スクール)の方へ(特定一般教育訓練)」と検索ください。

○ 講座の指定に関する問合わせ先 (2019年度)

講座指定の申請手続について(申請の時期、書類の記入方法、指定基準等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 電話 03-5253-1111 (内線:5398・5390)

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問合わせ先

各公共職業安定所教育訓練給付申請窓口

(連絡先一覧) https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html